

監査公告第 15 号

定期監査結果の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定による産業振興部の定期監査を加賀市監査基準（令和 2 年加賀市監査委員告示第 1 号）に準拠して実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 3 日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 直史

産業振興部定期監査結果報告

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査期間

令和7年1月10日から令和7年2月12日まで

第3 監査の対象

産業振興部（観光商工課、加賀山代温泉財産区、加賀山中温泉財産区、農林水産課、環境課、環境美化センター）

第4 監査の着眼点

- (1) 財務に関する事務の執行が適切かつ効率的に行われているか。
- (2) 行政事務が法令等に適合し、正確で合理的、効率的に行われているか。
- (3) 機構改革により設置した観光商工課の効果は出ているか。
- (4) 北陸新幹線開業後のインバウンドを含めた誘客事業が効果的に進められているか。
- (5) 国際交流事業が基金の減少を踏まえ効率的に行われているか。
- (6) 新規出店支援事業は事業内容を見直した効果がでているか。
- (7) 企業誘致業務の基本方針に合理性があり、今年度の活動が適切に進捗管理されているか。
- (8) 農業事業においてブランド戦略の強化・地産地消の推進が効果的に進められているか。
- (9) 能登半島地震に係る廃棄物処理は滞りなく行われているか。
- (10) 加賀市版 RE100 推進事業は適切かつ効果的に行われているか。

第5 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（事情聴取の主な項目は別記のとおり）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第6 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、行政事務の執行状況、所管の物品・施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第7 留意事項

地方自治法第199条第14項の規定により、「当該監査の結果に基づき、又は当該

監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は当該措置の内容を公表しなければならない。」とされているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

別 記

産業振興部 定期監査 事情聴取の主な内容

1. 山代温泉財産区の経営状況について
2. 山中温泉財産区の経営状況について
3. 北陸新幹線開業後の誘客事業について
4. インバウンド推進について
5. 加賀温泉郷DMOの機能強化について
6. 国際交流事業について
7. 新規出店支援事業について
8. 新産業団地の整備及び企業の誘致について
9. 農業のブランド戦略の強化・地産地消の推進について
10. 次世代担い手農業者の確保・育成について
11. 害獣対策について
12. 鴨池管理番所の老朽化対策について
13. 能登半島地震に係る廃棄物処理について
14. 加賀市版 RE100 推進事業の実施状況について
15. ごみ袋について